

建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)

(再下請負通知書様式)

直近上位の
注文者名 大山建設株式会社

【報告下請負業者】
〒101-0033

現場代理人名
(所長名) 中島 明 殿

住所 東京都千代田区神田3-6

元請名称	<u>八重洲建設株式会社 丸の内作業所</u>
------	-----------------------------

TEL 03-0341-2633
FAX 03-0341-2634

会社名 株式会社 山田工務店

代表社名 山田 一郎 印

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容	<u>千代田商事丸の内ビル新築工事 型枠工事</u>		
工期	自	<u>平成14年1月31日</u>	注文者と
	至	<u>平成14年5月18日</u>	の契約日 <u>平成14年1月25日</u>

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	大工 工事業	大臣 特定	<u>6</u> 第 <u>2351</u> 号	<u>平成10年10月15日</u>
	工事業	大臣 特定	第 号	年 月 日
		知事 一般		

監督員名	<u>小林 誠</u>
権限及び 意見申出方法	・ <u>下請負契約書第〇条記載のとおり</u> ・ <u>文書による</u>
現場代理人名	<u>間島 賢治</u>
権限及び 意見申出方法	・ <u>下請負契約書第〇条記載のとおり</u> ・ <u>文書による</u>
※主任技術者名	<u>専任 間島 賢治</u> 非専任
資格内容	<u>建設業法「技術検定」 2級建築施工管理技士</u>

安全衛生責任者名	<u>間島 賢治</u>
安全衛生推進者名	<u>加藤 和夫</u>
雇用管理責任者名	<u>総務部長 青木 正男</u>
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

- (記入要領) 1 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
2 再下請負契約がある場合は《再下請負関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請関係》欄をコピーして使用する。①契約書、注文書・請書等 ②下請基本契約書
3 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式1-乙に準じ下請負業者編成表を作成の上元請に届け出ること
4 この届出事項に変更があつた場合は直ちに再提出すること。

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告します。

会社名	<u>株式会社 山下組</u>	代表者名	<u>山下 一夫</u>
住所 電話番号	<u>〒164-0021 中野区中野北町3-6-18</u> (Tel. 03-3388-2925)		
工事名称 及び 内容	<u>千代田商事丸の内ビル新築工事 型枠工事(地下部分)</u>		
工期	自	<u>平成14年2月10日</u>	契約日
	至	<u>平成14年4月30日</u>	

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	大工 工事業	大臣 特定	<u>5</u> 第 <u>5215</u> 号	<u>平成10年12月10日</u>
	工事業	知事 <u>一般</u>	第 号	年 月 日
		大臣 特定		
		知事 一般		

現場代理人	<u>山下 良男</u>
権限及び 意見申出方法	・ <u>下請負契約書第〇条記載のとおり</u> ・ <u>文書による</u>
※主任技術者名	<u>専任 山下 良男</u> 非専任
資格内容	<u>高校卒(建築学科) 5年以上の実務経験</u>

安全衛生責任者名	<u>山下 良男</u>
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	<u>専務 山下 花子</u>
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について [専任・日専任] のいずれかに〇印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)

- 経験年数による場合
 - 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
 - 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
 - その他 10年以上の実務経験
- 資格等による
 - 建設業法「技術検定」
 - 建築士法「建築士試験」
 - 技術士法「技術士試験」
 - 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 消防法「消防設備士試験」
 - 職業能力開発促進法「技能検定」